

## 千葉県病院局職員希望降任制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

### (対象職員)

第2条 この要綱の適用を受ける職員は、主査級以上の職にある職員とする。

### (降任する職の段階)

第3条 降任する職務の級は、降任を希望する職員が降任希望申出日現在に任用されている職務の級より下位の職務の級のうち、原則として本人の希望による。ただし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める場合にあっては、この限りではない。

### (降任の申出)

第4条 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により、所属長を通じて管理者に申し出るものとする。

2 管理者は、降任申出書の内容について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して関係書類の提出を求めることができる。

### (降任の決定)

第5条 降任は、本人の希望を尊重し、管理者が決定する。

2 降任の時期は、原則として前項の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

### (給料の取扱い)

第6条 降任を決定した職員の給料は、病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（平成23年千葉県病院局規程第20号）による。

### (再度の昇任)

第7条 この要綱に基づいて降任を決定した職員の再度の昇任については、職員の任用に関する規則（平成3年千葉県人事委員会規則第3号）による。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

### 附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県病院局職員希望降任制度実施要綱第3条の規定は、平成25年度以後に降任の申出をした者について適用し、平成24年度中に降任の申出をした者については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。